

化管法の見直し作業についての意見

横浜国立大学大学院環境情報研究院
助教授 亀屋隆志

1. **何よりも管理の改善の促進を推し進めるための仕組み作りに焦点を当てた見直しを！**
 - ・化管法の大きな目的は、PRTRの実施と管理の改善の促進である。PRTRは日本の社会にもかなり定着してきたが、未届事業者や精度向上の課題が指摘されている。また今後は、国民社会的に期待されている PRTR 情報を活用した化学物質の管理の改善の促進をどのように推し進めていくかが重要であり、そのための仕組み作り（特に法令改正）に焦点を当てた議論が期待される。
 - ・PRTRについては、公平性の担保や精度向上のためには、行政による指導・監視の体制整備と強化が不可欠と考える。また、国が行う推計においても、管理が必要な重要な排出源が見つかっており、最新情報に基づく精度向上や改善効果の把握等が期待される。
 - ・事業者による自主的な管理の改善の促進については、開示されている個別データや自主的な公表内容をみれば、一部の先進的な取り組み事例もあるものの、現状認識としては、まだ不十分あるいは不透明であると言わざるを得ない。このため、事業者においては自主的取組の枠に留まることなく、化学物質管理指針の趣旨を理解し、自らの「管理の実施の有無」や「管理の改善の効果」をチェック&レビューして、国民の理解を増進できる（国民不安を低減できる）ような対策とその情報発信の充実を目に見え形で行っていくことが必要と考える。
 - ・このため、何よりも管理の改善を具体的に促進することを念頭にいた指標作りや仕組み作り（法令改正を含む）が望まれる。
2. **この見直しの機会に、制度設計当初から残されたままになっている諸課題への具体的な対応を！**
 - ・制度設計当初に残されたままになっている諸課題はこれまで再検討される機会がほとんどなかった。特に、衆参両院の各委員会での附帯決議や、総務省の行政評価・監視結果の勧告などについては、単なる行政見直しでなく、管理の改善の促進のための実効性ある見直しとして、施行後の経過も踏まえた法令改正も視野に入れて十分に議論していただきたい。
 - 2 - 1 地方公共団体との連携： PRTRの精度向上等に果たす地方公共団体の役割は現実として非常に大きいことから、受付事務としての単なる経由ではなく、税申告と同様に、届出制度を指導・監視する立場での裁量と責務を地方公共団体に付与することが望ましい。また特に、事業者における自主的取組を国や地方公共団体が支援・監視・指導して効果的な対策を展開するために、その果たすべき役割と責任を明確にして法令化するなど、実効的な仕組み作りが必要。
 - 2 - 2 物質選定： 法制定時に社会的話題であった内分泌攪乱物質以外にも、諸外国で対象とされている温室効果ガス、大気汚染防止法の対象物質等、多環芳香族化合物、急性毒性物質など、国内関連法との整合性（特に総量規制的な排出量把握の必要性など）を検討しつつ、最新の科学的知見へのアップデートや国際的整合性の確保も合わせて見直し検討することが必要である。また、やみくもな物質数の追加は、化学物質を取扱う現場に混乱を招くばかりか、管理の効率向上を損なう原因ともなり得る。このためには、有害性が強く特に優先的管理を望む物質とそれとは異なるレベルの管理を望む物質とを区別するなど、実効性ある管理の改善の促進を誘導する物質選定の仕組み作りが必要とも考える。
 - 2 - 3 届出対象事業者の選定： 4 ヶ年分の届出・推計された情報から、排出量等の多い業種 / 少ない業種や物質が明らかになっており、これらをもとに、優先的管理が求められる事業者等の種類や範囲の見直しが可能と思われる。
 - 2 - 4 集計結果の公表： 現行の開示請求では、開示自体にほとんど制限を受けておらず、誰もが容易に情報入手可能であり、公表に近い形となっているが、その理解・活用のために大量の情報処理技術が必要であるため、市民団体サイドからは、諸外国と同様に開示請求を必要とせず、検索・集計・加工等の利用しやすい利便性の高い形での全面公表が強く要望されている。このため、開示請求を必要とする理由やその効果などの再検討を行い、必要な法令改正や弾力的な運用を図るなど

により、相互の理解が増進されるための公表や説明が行われることが望まれる。また、諸外国において NGO 団体等が行っている情報発信の内容を参考にしながら、国内の市民団体等における情報処理能力や組織体制も考慮して、わが国で行政的に積極的に情報発信に果たすべき内容を検討し具体化すべきであるとする。

2 - 5 制度の検証：直接的な目的が異なる「届出の精度向上や公平性などに係わる PRTR の検証」と「管理の改善の促進に係わる検証」があり、両者をバランスよくご議論いただきたい。前者では行政（特に地方公共団体）における監視の権限・責務の追加、後者では事業者における情報公開を徹底する仕組み（例えば、管理の改善の経緯に係る届出項目の追加、個別データの Web 公開など）作りが重要と考える。

3 . 排出量の大きい物質および毒性の強く懸念される物質の両方を優先的に削減することにより、潜在的な悪影響の効果的な低減をはかる仕組み作りを！

- ・化学物質のリスクベース管理が提案される中、多くの対象物質についての詳細な毒性評価と曝露評価に基づくリスク評価の作業が難しい現実がある。
- ・このため、化管法の内容自体が排出量の管理だけに留まり、汎用性が高く大量に用いられているが比較的毒性が弱い物質ばかりが注目されたり、逆に、毒性の強い物質が他の物質に埋もれて注目されなくなるといった、非効率的な管理を引き起こしている。
- ・もともと毒性評価および曝露評価において不確定な要素を含む化学物質について、管理の改善を効率的に行おうとするには、「毒性が強く懸念されるもの」および「曝露の可能性がかなり大きいもの」の両面から優先して検討することが望ましい。
- ・このような大きな悪影響が懸念される物質については、毒性情報および暴露情報にある程度の不確定性があるとしても、現状で得られる最大限の科学的知見に基づいて潜在的な悪影響を定量化して捉えることは十分可能と考えられ、それらを相対比較したり、悪影響の程度が小さい物質への代替検討なども可能になる。
- ・利用可能な毒性情報としては、公的機関が示す化学物質安全性情報や GHS の有害性区分情報、物質選定で用いられている「毒性クラス」などがすでにあり、それに対する量的情報として PRTR 情報の活用が期待されるので、このような情報をできるだけわかりやすい形で活用する論理と仕組み作りの検討が望まれる。

4 . 目的の明確な新たな届出項目を追加して管理の改善の促進に生かす仕組み作りを！

- ・取扱量や算出方法、管理目標、排出削減の取り組み実績などを新たに届出項目へ追加する意見がある。これらはすでに化学物質管理指針に基づいて国民の理解の増進を図るために活用が望まれる情報であるが、現実には不十分な状況と言える。
- ・これらの項目は海外ではすでに届出されているが、届出がイコール公表とはなっているわけではない。一方、化管法では、審査によって認められた営業秘密（事実上ほとんど認められていない）以外は簡単な請求によって開示される。
- ・したがって、新たな届出項目を追加する際には、その目的を明らかにし、すなわち、管理の改善の促進に役立つ目的を加えて、場合によっては届出と公表を同一視せず、それらの項目に国や地方自治体の役割を加えるなどの新たな仕組みの中での、公表 / 非公表の検討も含めた議論が望まれる。

5 . 業種(業界)における排出量等算出マニュアルや対策マニュアル等の充実・整備を！

- ・化管法での管理の改善の促進においては、規制によらない自主的取組の規律と実効性を高める手段として、効果的な情報活用が期待される業種（業界）ごとの水平連携の強化が有効と考える。
- ・例えば、届出数値の精度向上や、削減対策の促進の一環として、すでに行われている業界単位での排出量等算出マニュアルや算出システムの整備等を発展させ、対策マニュアル等の整備へとつなげていくことを通じて、緊密な組織的連携の下での自主的取組の進展を期待したい。
- ・事業者の自主的取組の範囲である上記マニュアル等の整備は、国民的利益に直接的に帰着する重要な対策であることから、国や地方公共団体の支援・協力・指導による早期の整備が望まれる。

以上

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案に対する附帯決議

平成十一年五月二十一日
衆議院商工委員会

政府は、本法の施行に当たり、化学物質による環境等への支障を未然に防止することの重要性を十分認識し、我が国におけるPR制度及びMSDS制度の実効性を最大限に確保するため、次の諸点について、適切な措置を講ずべきである。

一 事業者の自主的取組みを促進するため、地方公共団体との連携強化により、事業者等に対する技術的な指導助言並びに人材育成等に努めるとともに、啓発・広報活動を積極的に進めること。

なお、本制度における地方公共団体の果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体との連携のあり方についても引き続き検討を進めること。

二 対象物質の政令指定に当たっては、科学的知見を踏まえた専門的な検討を行い、幅広く関係者からの意見を聴取する機会を設けるとともに、国際的整合性の確保に十分留意すること。

なお、内分泌攪乱物質、いわゆる環境ホルモンの取扱いについては、人の健康及び生態系への重大な影響を与える可能性にかんがみ、内外の動向等を踏まえて迅速かつ適切に対処すること。

三 化学物質の排出量等に関する集計結果の公表に当たっては、必要な情報が国民に分かり易く、利用しやすく、又、等しく提供されるものとなるよう配慮するとともに、インターネット等を含めた情報提供手段の幅広い活用とその利用促進に努めること。

また、開示請求に係る手数料については、開示の方法に応じ、利便性が高く負担がかからない金額とすること。

四 営業秘密の審査に当たっては、法律の趣旨に照らし、厳格かつ公正に行うこと。

五 本制度の検証については、運用状況を勘案しつつ、対処すべき事項についての整理を行うとともに、実効性を高める観点から積極的な検討を加え、制度の必要な整備・改善に機動的に取り組むこと。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 本法における都道府県の果たす役割の重要性にかんがみ、都道府県との連携を強化し、届出・受付事務が円滑かつ的確に行われるよう体制整備を図り、技術的な指導助言を行うとともに、人材の育成等が図られるよう支援すること。

二 対象物質の選定に当たっては、内分泌攪乱作用など化学物質排出の環境への影響を未然に防止するという衆議院修正の趣旨を十分に踏まえるとともに、広く関係者からの意見を聴取する機会を設けるなどOECD原則に沿った方法とすること。

三 化学物質排出の環境への影響を未然に防止する観点から、排出量等を適切に把握できるよう届出対象事業者等の種類、範囲を定めること。

特に、有害性の強い指定化学物質については、含有率や取扱量の下限を小さくするよう配慮すること。

四 非点源からの排出量を的確に把握するため、基礎となる資料について関係省庁、事業者団体等の積極的な協力を求めるとともに、移動体の種類ごとの内訳がわかるように推計量を算出するよう努めること。

また、推計の資料、推計式などを都道府県に提供するとともに公開し、地方公共団体等による化学物質環境汚染対策に資すること。

平成十一年七月六日
参議院国土・環境委員会

五 営業秘密の審査に当たっては、諸外国の実状を勘案し、厳格かつ公正に行うとともに、環境庁長官又は都道府県の説明要求に対しては、事業を所管する主務大臣は十分納得できる説明を行うこと。

六 情報の共有が本制度運用の前提となるため、特に大量に請求する場合を中心に手数料をできる限り低廉なものとするとともに、利用者の利便性を勘案したインターネットの利用など幅広い情報提供手段を活用すること。